

科学図書館叢書

由井正雪

小泉三申 著

科学図書館





由井正雪

小泉三申



## 目 次

### 自 序

第一	正雪の素性	：
第二	正雪の師伝	：
第三	正雪の盛名	：
第四	正雪の風采	：
第五	正雪の門人	：
第六	正雪と紀州公	：
第七	正雪の大望	：
第八	隠謀の露見	：
第九	幕府の命令	：
第十	正雪の自殺	：
第十一	同志の末路	：
第十二	紀公の迷惑	：
第十三	上下の恐慌	：

第十四 正雪の真意

· · · · ·

## 自序

今年三月、余静岡に遊び、寺町菩提樹院に由比正雪の墓を掃ひ、院主に乞うて一場の法施に随縁せり。

静岡には正雪に関する口碑・伝説・尠からず。或は正雪の墓と称して、人の参詣するもあり。或は宮城野信夫が恩師の追善供養に建立せしと称する、石仏の香花を絶たざるもあれども、敦れも俗説信するに足らず。証の動かざるは、唯だ菩提樹院所在の石塔のみなりといふ。余少時（瀧澤）の隨筆にて、其<sup>その</sup>石塔の図を見たるを記憶す。後年正雪の事蹟を精査するに遊び、果して馬琴説の違はざるを知咳切に就て一たび之を見んことを希へり。殊に静岡は明治二十五年（一八九二）、余年二十一にして始めて静岡日報社に入社新聞記者として職を脱ぎたる宿縁の地なり。爾来殆ど二十年、西下東上の途次、僅かに車窓より瞥見するに止まり、親しく其地を踏みて、旧盟を尋ねるに暇無きを憾みとせり。三月の一遊、求友亭に宿ること二夜に過ぎざりしも、正雪の墓と、静岡の風物に対する年来憧憬の情を叙せるのみならず、求友亭は則ち亦余が旧遊亭にして、此処に酒を煮て、旧友と旧を談ぜる時、転た旧情の淋滴たるを覚えざる能はざりき。

静岡市寺町菩提樹院なる正雪の墓は、五輪の石塔半ば缺け損じて、僅かに其形を残すのみ

ながら、一塊の土壌、空しく青苔に鎖されて、英雄不滅の魂を埋むる処、心なき行客も亦憑弔の涙を灑ぎつべし。

余静岡を去つて東京に來り、浪蕩一年餘、到處の亭の長に逐はれて、漂母（くれる母親）の憐れみも亦蓋きんとする時、『慶安騒動私見』を自由新聞に寄稿して、自から一時の飢寒を救ひ、次で其社に聘されて、且つ自由党の政治運動に参加せり。

幾ばくならずして『自由新聞』廃刊し、余は筆を同主義の『めざまし』に転ぜしに、此社も亦幾ばくならずして、同人離散の悲運に陥れり。於是、一たび意を操觚（事筆に従事するこ）に絶ちたるも、再たび浪人のたつき（手段）を失ひて、肚裏（中心の）の磊塊（積み重な）に悶々たらざる能はず。時にたまく書肆裳華房の偉人史叢を創刊するあり。余敢て自ら掲らず、前の『慶安騒動私見』を補修して、『由比正雪』と作し、之を史叢の一巻に售る。これより深く裳華房主人と相識り、暫らく著述に隠れて数冊の書を述作し、以て士節を支持し得たると共に、又静読研修の三昧に耽るを得たりき。

由是、私かに思ふに、正雪は余を新聞記者に導き、余を政治運動に促がし、余に推敲の餘暇を与へ、又再三余の窮乏を救へる者なり。宿世何の因縁かある。厚意酬る所なかる可らざるに似たり。余が平生正雪の風格に眷々して已まず、嚮者正雪の墳墓に回向して感懷無量なりし所以は則ちこれに是れ由るなり。

正雪の人物及び其史実に關して、恣まゝに評論を試みんと欲せば、余も亦自在に数千万言をも費し得べし。されど、正確なる歴史眼を以てすれば、正雪伝の材料としての所謂一等史料なるものは、殆んど皆無なり。余が曾て慶安の事変を以て、正雪勤王の志に出づと為せるが如きは、年少、徒らに詭辯を好みたるに過ぎず、赤面の至りなり。されど又徒らに無稽の俗説に因り、正雪を姦邪の陰謀者として悪言を逞しくする者には、余敢て抗議す。要するに、慶安事変は其時代に於ける一種の政治運動に外ならず。幕府内閣の高圧政策に反抗して起てる、浪人党の国事犯に外ならず。正雪は則ち、時勢不平の浪人力を代表し、徳川の天下に反対の第一声を放ちたる者なり。時に霸政三代の権威を累積し來たり、大小三百の侯伯拳な屏息して、敢て江戸城を仰視する者無きにあたり、巖穴無禄の布衣にして、蹶起博浪の一擊を試み、天下の武人をして、驚破再たび手を腰間の秋水（銃利）に触れしめたる者、正雪ならずして安んか其人ありしそ。正雪の名の今古に朽ちざる、固より偶然にあらざるなり。

余は今更に正雪の壯図を推称するを敢てせざるも、上來叙述の因縁により、旧著に対して、自から鷄肋（捨てるに）の情無きを得ず。一たび往きて正雪の墓を掃苔せるに及びて、更に旧夢の温かなるを覚え、遂に笈底に古紙を探りて此書を再版するに至れり。上田秋成が、老後に旧稿を挙げて庵中の古井に投ぜしてふ故智にも背き、殊更に幼稚浅薄の筆致を改めざるは、啻に其閑暇無きのみならず、之を以て又自から旧時の情懷を紀念とせんと欲するに外ならざる也。

書中の記事は、概ね拠る所あれども、今は其引用書目の大半をさへ忘却せり。固より史伝の  
価値無きも、又架室の小説にもあらず、古書散見の寸鱗片甲を補綴して、私かに正雪の風半  
を描出せるのみ。読む人、宜しく加減する所あるべし。

静岡は正雪の出生地にして、又其埋骨の地なり。余も亦此処を以て第一の故郷と為す。乃  
ち此地の操觚社会稀れに存する余が、故人に托して、此書を同県の希望者に頒たんと欲し、先  
づ五千部を印刷せしめぬ。幸に乞ふ者の多々益々多からんには、之に応じて増刷するを辞せ  
ず。絶えて何等の求むる所無し。楣（ほたう）木端（れ端）焚く炉辺（ろへん）、老幼一夕の無聊（ぶりょう）  
輒（すなわち）足るのみ。

明治四十四年極月（一九二一年十二月）七日夜

四谷椎の木横町白蛇棲処にて

小泉策太郎識

# 第一 正雪の素性

由比正雪は、駿州府中宮ヶ崎に生る。父を岡村彌右衛門と云ふ。彌右衛門は、此の地の農民にて、傍ら紺屋（染物）を営めり。平左衛門・久米之助・三左衛門・又五郎・の四子あり。二男久米之助は、則ち後の由比正雪にて、慶長十五年（一六〇〇）の出生なり。異説には、正雪の出生地を足洗村といひ、又は由比駅の生れと云ふ。足洗村は正雪の兄半左衛門が此地に住せしより訛伝（誤伝）せしものと思はる。由比駅の説は、一般世上に流布し、正雪が由比を姓としたるは、其の出生地に因みてなりといひ、同駅には、今尚ほ正雪の子孫と称する者あり。又招魂の石塔様のものも残れりと聞く。然れども、正雪が由比を姓とせしは、今川義元の家臣に、楠氏の遺裔、由比美濃守正宜なる者ありしより思ひ付きし事にて、由比駅の生れる故にはあらず。正雪の子孫も、石塔も、多く信ずるに足らざるべし。余は『寛明日記』・『油井記大全』・『翁草』・等の記する所に拠りて、宮ヶ崎説を探れり。

由比正雪の名に就ても、亦異説あり。姓或は由井といひ、或は油井といひ、名も或は正節と書し、或は松雪と書す。或は又始め松雪と称せしも、後松平氏を憚りて、正雪に改めたりともいふ。敦れが是なるや、遽かに判別す可らずと雖も、由比正雪の姓名、尤も信すべきに似たり。

## 第二 正雪の師伝

正雪幼より家業を賤しみ、読書を好み、其の天品穎悟曠達なりければ、父彌右衛門も亦強て産業を治めしめず、彼が好む所に従事せしめんとし、駿府臨済寺の和尚に託して、弟子となせり。臨済寺は、今川義元の檀那寺なりしと云ふ。然れども、彼固より桑門（僧）の徒たるを喜ばず、臨済寺に在ること数年、去つて高松某に学ぶ。某は浪人にして、宮ヶ崎に住し、児童を集めて読書・手習<sup>てならい</sup>・を教ゆる者なり。正雪常に師の傍<sup>かたわ</sup>に侍し、文学・武芸・を研鑽<sup>けんさん</sup>せしが、平生『太閤記』と『太平記』とを愛読し、豊公（秀吉）の豪氣宏材を慕ひ、楠氏の精忠奇略を喜び、起居進退、昂然<sup>こうぜん</sup>として自ら二公に擬せしといふ。彼が意氣抱負は、其年の長ずると共に、益々壯なるに至り、蛟龍<sup>こうりゅう</sup>（まだ竜になつたい蚊）遂に池中に在らず、十七歳の春、江戸に出でしが、年尚ほ少かく、且は土地不案内の事なれば、其頃<sup>その</sup>春日局の御用達鶴屋彌次右衛門といふ菓子屋が、親類なるを便りて、心ならずも奉公しけるに、固<sup>もと</sup>より才智優れし者とて、主人の信用厚く、重手代に用ひらるゝに至れり。然るに、彼が二十一歳の秋、主人彌次右衛門病死したるより、親族相謀り、正雪をして鶴屋の家督を継がしめ、二代目彌次右衛門と為したるに、却て是を迷惑に思ひ、産業を治めずして、専ら浪人と交り、時に或は商用に託して、諸国を周遊するなど、万事武家の風にて、武芸・文学・にのみ出精しければ、後には親類もあ

きれ、遂に離縁の相談を為すに至れり。此の頃、牛込某町に、上杉家の浪士にて、楠不伝と呼ぶ老人あり。楠氏の末裔なる由にて、菊水の旗・楠廷(楠正)相伝の短刀・及び楠氏の系譜を所持し、楠流の兵法を教授すれども、名声甚(はなは)だ振はず。且つ老年にして、血氣衰へ、家政も亦困窮せり。正雪は此老人の門に入り、慇懃に弟子の礼を蓋し、厚く米鹽の資を扶けたるより、老人も亦正雪の偉才を愛し、且つ其の厚誼(こうぎ)に感じ、交情甚(はなは)だ厚かりけり。されば正雪は、鶴屋の親類より離縁ばなしを提出され、結句大喜びにて養家を去り、豫(よ)ねて親交ある不伝の娘と結婚しければ、不伝愈々喜び、正雪を楠の家督と定め、彼の旗・短刀・系譜・及び兵書を挙げて正雪に譲り、間もなく此世を去りしかば、正雪厚く師父の喪に服して後、公然楠氏(おか)を冒し、茲に始めて軍学兵法の講筵(こうえん)を開くに至れり。

按(あん)ずるに、正雪が江戸に出でてより、軍学教授を為すに至るまでの事蹟は、正雪伝の最も趣味ある所なるべきも、未だ信頼すべき確説を得ず。或は神田多町に住み、手跡・謡曲・の指南をなしたるに、元来能書なれば、大に世評を博し、後には大名・旗本の家にも入門する者あるに至れりとの論あり。一説には、江戸へ出で、侍になり、奉公せんと思立ち、浪人と偽り、江戸芝に住居しけるに、近隣に火事あり、混雜の中にて、掛けすりばこ披らき見れば、楠流の軍学書なり。これを熟読して、大意を極め、楠流の軍学者となれりとあり。又正雪が秘藏したる楠氏の系譜等に正雪(よわい)齡志学(す)〔論語「吾十五にして学に志」〕に近き

頃、密ひそかに菊水の旗・一巻の系譜・を作り、唐櫃からびに収めて、人知れず浅間山の松の根に埋め、江戸に出でて、名声おおい大に顯はるゝに及び、一日夢想に託して、人を使して彼の唐櫃からびを掘り出しければ、諸人奇異の思ひをなし、扱ては正雪まさしく楠氏の嫡流よと持囁しけるとの説もあり。楠不伝の事に就ては、正雪彼が秘藏の軍書を得んとして、毒殺せりとの説も伝はれども、孰いすれも受取り難し。今姑しばらく鶴屋相続説に従へり。其他紛々たる異論、一々引証するに遑あらず。概ね之を闕如せり。

### 第三 正雪の盛名

正雪、不伝の後を襲<sup>つ</sup>ぎて後、牛込榎町に住居し、軍学兵法の諦慰を開きたるが、其頃北條舞犠・小幡勘兵衛・等高名なる軍学者ありしに拘<sup>かか</sup>はらず、正雪の名は次第に江戸に広まり、門下の盛んなること、遙かに北條・小幡・等の右に出るに至れり。蓋<sup>けだ</sup>し当時は、元和統一（元和元年（一六一五）の年、大阪夏の陣）により徳川家康が天下を一統したことの後、年を経る未だ久しうからず、泰平の氣運漸く将<sup>よ</sup>さに熟せんとする時なれば、一方には、文学勃興の風潮を生ずると共に、士人の脳裡には、尚ほ戦国殺伐の氣風を存するが故に、武術練習の用意も亦た旺盛を極めたり。されば軍事の研究に、幾分の文学的趣味を加へたる兵法が、恰<sup>あたか</sup>も時代の流行に投じたるは、申す迄<sup>ま</sup>なし。此の場合、正雪が兵学者として立ちたる事、誠に好き立脚点を得たりといふべし。彼が先師・不伝より相伝せし書は、『兵道集』（十七卷）『軍要集』（十三卷）といふ。而して彼別に『獻捷錄』を著はし、又『和漢軍理』と題する兵書を作り、正保年中（一六四四）に『平家物語評判』二十七卷を作りしが、此書後年皆絶板を命ぜられ、世に伝らず。偶々同名の書あれども、正雪の著せしものにあらずといふ。彼の弟子を教ゆる順序は、先づ孫子三略を学ばしめて後、『兵道集』・『軍要集』・『獻捷錄』・と、次第に教授して後、近代戦争の実蹟に就て、討論批評を為<sup>な</sup>し、实用を主として、空談の弊を避けんとするものゝ如し。これ彼が弟子を教ゆるの真意は、他日

おおいに之を用ひんと欲するに在るが故にして、従つて其の教授の方法も、亦非常に熱心なるが上に、又能く弟子を愛撫馴致するにつとめしを知るべし。

当時幕府は、銳意治を図るに急なるが為めに、諸国より江戸に集り来る浪人に対して、厳重に検束を加へたるが、これ蓋し大坂落城後間もなき事とて、西軍の落武者の、怨を呑んで伏在する者尠からず。且つは近年取潰しとなりたる福島・加藤・生駒・蒲生・等の諸侯の臣にして、世禄に離れて、時世に不平なる者の多かるべきを知るが故に、禍機を未萌に防がんと欲する政策なるべきも、之れが為めに、困窮を極むる者多かりければ、正雪或は資を給し、或は仕官の周旋を為し、務めて浮浪の士を善遇したるを以て、次第に人望を收め、名声を揚ぐるに至り、大藩の諸侯にして、賓礼を設けて、正雪を待つ者専からず。就中、紀伊大納言頼宣公は、厚く正雪を眷遇せられたり。

頼宣公は、東照宮（徳川）の愛子にして、御三家の中にも、殊に当時に尊ばれし人なり。これ公の地位が尊貴なる故のみにあらず、元来英明の君におはせしが故にして、時人は實に公を目して、負嵎の虎となせり。正雪が此人の眷遇を得たる一事は、以て彼が名声の如何に當時にもてはやされしかを証拠立つるものにて、而して又此人の眷遇を得たるが為めに、益々正雪をして重からしめしは論なき事なり。

当時紀州公と並びて名主と称せられしは、備前の新太郎少将なり。『光政侯言行録』に、『油

井松雪軍学の聞へありしを君召抱へられ度思召し、熊澤了介へ御相談ありしに、了介彼が方へ罷越し、対面いたし、試み可申上とて、松雪が宅へ往き向ひ候へば、松雪も了介を豫め承及候故、早々一間へ請じ、軍学の事共語り、其上にて、足下我等主人方へ仕へらるべきやと申候へば、成程なるほど新太郎様御事は、御名君の事に候へば、外ならず存候。禄はいかばかりに候哉と申候へば、熊澤答へて、足下の事に候へば、五千石賜ふべきよし申候。正雪聞て五千石許りの禄にてはと申候氣色を、了介見て取り、罷り帰り、君へ申上候は、御無用に可被成候。彼は叛逆の気ざし御座候。御家の妨をなすべき者に候と申上候より、君聞召し、左もあるべしと仰せられし由』との一節あり。『蕃山遺聞』・『檜林雜話』・にも、正雪・蕃山・会見の事を載す。又頼宣公の御前にて、蕃山、正雪と逢ひ、両雄胸中の秘を洞見せしとの説ありて、名ある書籍にも載せられたれども、『光政侯言行録』の記する所、最も穩當なるべし。いづれにしても、正雪が当時に鳴りし事を証するには、此上もなき材料にして、東照宮の曾孫たる新太郎少将が、大儒蕃山（熊澤）をして、五千石の厚俸を以て招かしめたるさへ、既に正雪を飾るに足るべきに、五千石ばかりの禄にてはとて応ぜざりしに至つては、只々驚くの外なく、流石の蕃山先生も、『叛逆の気ざしあり』と疑ひたるは、面白からずや。正雪も後にて、『扱々よしなき人に逢て、某が胸中を見られ候と、後悔仕候由』とあり。眞に両雄肝胆相照らすの奇遇と謂ふべし。

## 第四 正雪の風采

正雪の風采は、背ちいさく、色白く、髭黒く、眼くりとして、額短かく、唇広く厚く、四方髪そうぱつにては候へ共、髪を剃りたるも知れざる由とある幕府の触書にて、略ぼ骨相を窺ひ知るべし。眼光炯々、白皙の面に漆の如き鬚ひげを蓄へたる、短躯長髪の好丈夫、蓬鬚として眼に映じ来るなり。絵師・彦兵衛なる者あり、常に正雪方へ出入したるが、ある時、正雪を相して曰ふ。我れ凡そ二十餘年間、丹青に心を碎き、稍や絵画の筆法を解し得たりと信す。聖賢・武相・歌人。各備はる人相あり。卒爾ながら貴殿には、大将の相あり。若し見違ひなば、我が一生の名折なるべしと。正雪之を聞き、心私かに喜び、後徒党の中に加へ、駿州久能山の地図を画かしめたりといふ。些事なりと雖も、亦正雪の風采を記すべき材料とすべし。

彼既に大名を成し、芳烈公の招きをさへ斥けたる程なれば、家政の豊かなるも推して知るべく、出入毎に徒士かちを率ひきる、勢恰あたかも諸侯の如ごとなりしといへば、天品威容ある風采は、其地位の進むに従ひ、愈々威嚴を加へしなるべく、此時に当つて、誰れか又正雪が楠氏の遺裔たるを疑ふべき。彼の菊水の旗・楠家の系譜・等も、彼が人品に光りを添へ、天晴れ軍師らしき軍師なりしならん。或年の春、正雪徵恙あり。摂州有馬に湯治保養しけるが、ついでなればとて、大阪・京都・伏見・の名所旧跡を一見の上、江戸へ帰らんとして、勢州桑名を

過ぎけるに、城主・松平越中守定綱の臣・奥平八郎右衛門・久松治兵衛・は、正雪の門人なれば、正雪の旅宿を訪ひ、平安を賀して帰りけるが、久松は奥平に向ひ、正雪は高名の浪人なり。其人今城下に来泊し、我等に對面せし事、主君に聞えなば、或は御面会の沙汰有らんも知るべからず。一応上聞に入るこそ好けれとて、登城の上、越中守に申上げたるに、越中守聞召(きこしめ)し、彼は名高き士なり。江戸にては遠慮もあり、城下に來りしこそ幸ひなれば、一両日も滞留させよ。会見すべしとの仰せなり。兩人も喜び、直ちに正雪方へ申送りければ、次の日正雪登城せり。越中守は、家老と相談し、對面の用意せられける処に、正雪は黒編子の著物に、白き下著を著し、黒縮緬の十徳を羽織り、小脇差を前半に横へ、御次の間まで、刀を提げて伺候せり。越中守は御著座ありけれども、正雪が人品・骨柄・御著座にては、御目見え請けさせ難くやありけん。御座敷の下座まで、御立迎ひなされ、正雪是れへと仰せられける。斯様に歴々の御大名さへ、御客の饗応に遊ばされける程の威ある者なり。此の体を見て、越中守の家中、上下挙つて感じけるとの説は、以て正雪が威望風采の抜群なりしを推知するに足らずや。彼が愈々大事を挙げんとて、江戸より駿府に赴きたるは、平生の旅行に比して、幾分か世間を憚(はばか)りしなるべきに、尚ほ徒士十餘人、凡そ三千石位の身上の行列なりき。密事露見して、駒井右京等が彼を梅屋に囲みし時、彼笑つて有司に応接し、遂に捕吏をして手を下すに躊躇せしめたる事、後章に詳説すべし。彼は綜合し來りて、正雪が風手神采を想

い浮ぶべきなり。

## 第五 正雪の門人

正雪が如何に能く其門人を愛撫せしかば、彼が事を擧げんとするに当り、数千の党与が、彼が采配号令の下に喜んで死地に赴かんとせし一事を以て、充分に之を推知することを得べし。前章に、当時幕府が浪士に対し、嚴重の検束を加へたる由を説きたるが、これは近年大藩の滅亡せる者多きを以て、世禄を失ひ、新たに仕官の途を求むる者、江戸府内に徘徊したる故、彼等が当世に不平なる結果、如何なる変事を醸すに至るやも測られざるを以て、幕府は常に彼等の動静に注意を怠らず、親戚・縁者・等、今の所謂身元保証人の有る者にあらざれば、容易に府下に居住するを許さず、従て浪人の不平と困窮とは、一方ならざりしなり。其頃恰も正雪の威名は、旭日の天に冲するが如ごとく、大名・旗本・の邸にも、自由に出入し、賓礼を以て待たれし程なりければ、正雪の門人といへば、有司も敢て検束せざりしを以て、浪人連に取りて、都合能き隠れ場所たるのみならず、仕官の途を求むるにも、亦正雪の盛名を籍るの便宜なりければ、かかる方面よりして、入門する者も甚だ多く、旁々以て非常の繁昌を極めたり。こゝに門人の名を列記するは、煩はしきのみならず、其人物を明細にする事も出来得ざるを以て、多少後人に知られたる者のみを掲ぐれば、第一は左團次の妙技によりて、屡々歌舞伎に演ぜられ、婦人・小児・にも歓迎される所の丸橋忠彌をはじめ、金井半兵衛・鵜野

七郎左衛門・熊谷三郎兵衛・加藤市郎右衛門・長山長左衛門・柴原又左衛門・林理右衛門・  
 熊谷三郎兵衛・加藤市郎右衛門・長山長左衛門・柴原又左衛門・林理右衛門・田代治郎右衛  
 門・等は、正雪の腹心ともいふべき輩なり。諸藩の臣にして、正雪の門人たる者も、亦非常  
 に多かりしならんが、今之を詳かにする能はず。就中丸橋・金井・の二人は、正雪が股肱の  
 傑物なりしが如し。<sup>こと</sup>忠彌は幼名を吉十郎と称し、出羽国山形の人なり。(或は曰く、長曾我部  
 盛親の遺子、大坂落城の時、<sup>その</sup>其母忠彌を抱いて山形に逃る。) 宝蔵院流の槍術に秀で、江戸本  
 郷御茶の水、幕府仲間頭・大岡源左衛門の邸内に道場を構へ、槍術を教授せり。六尺豊かの大男、平生好んで朱鞘の双刀を帯せりと云ふ。『翁草』に、丸橋忠彌は、人品骨柄群を出で実  
 にさる者と見えた。行年四十餘歳、四方髪にて、大小は朱鞘を好めり。刑日に、衣類等の  
 儀、之を願ひ、随分爽かに美を蓋し出立ける。頃日嚴敷責を受くると雖も、させる疵もなく、  
 労倦の体も見えず。莞爾として真先に引渡さる云々とあり。これ彼が処刑の当日、実見した  
 者の手録なり。彼が妻も、亦尋常の婦人にあらざると覺しく、丸橋が女房は落著きたる女  
 にて、夫の捕はるゝや、甲斐甲斐しく連判状を燈火に灰燼して、駆け入る人々に向ひ、騒ぎ  
 玉ふ程の事はなく、老いたる母と我のみにて候とて、髪を撫で、衣紋を直し、尋常に縄を受  
 る。女ながらも静まりたる勇氣天晴れなりと、人々称嘆すとあり。此の場合、沈著なる態度  
 を取り得る程の烈女なれば、まさしく正雪が片腕たる丸橋の妻女として、恥しからぬ婦人な

りしを知るべし。

世に、松平信綱が、忠彌と和田倉門外に逢ひ、彼れは何者ぞと左右に問ひしに、左右の者答へて、彼こそ丸橋忠彌と申す槍術家なりといふ。信綱色を作して樂まず、彼叛逆の相あり、天下若し事あらば、彼必ず不軌もを圖らんと曰しが、後数月にして、果して慶安の變あり。時人、信綱の明に服すとの説あり。蓋けたし俗説なり。信綱は當時智恵伊豆と呼ばれし程の賢者なれば、忠彌を一見して、叛逆の相あるを看取せしとの事を附会して、智恵伊豆氏に重きを加へたるに過ぎず。其の証拠は、伊豆守の家臣にして、忠彌・正雪・の門人たりし者あり。信綱が忠彌を相せし事真ならば、其の家臣にして、所謂いわゆる叛相ある忠彌に教を乞ふ者あるべしとは思はれざるなり。

一本には、忠彌の名を仲也に作れり。此人は、御歩行頭おかちかしら・宮城三左衛門の組、加藤市郎右衛門の弟なれば、二男なる故に、仲也と名付けしなりとあり。されど忠彌が山形の人なることは、彼地の口碑伝説あり。今山形県庁の西に当る肴町に、忠彌屋敷跡とて、人の嫌ふ宅地あり。又山形より北二十里許、東田川郡立谷沢といふ村に、熊谷様と唱ふる一小祠あり。忠彌の門弟・熊谷某、密謀露顕の時、一昼夜五十餘里を走り、逃れ来りて此地に潜伏し、遂に一生を終れり。土人其の靈を祀り、祠を建つ。熊谷様是れなり。足痛に祈誓をこむれば、靈験ありとて、参詣の者今に絶えざる由、余が曾かつて自由新聞に『慶安騒動私見』を掲げし時、山

形の人・室田氏より言ひ送りき。

忠彌が正雪と交りしは、弓師藤四郎・浪人奥村八郎右衛門・の紹介に縁れり。元来豪放磊落の性なるが故に、家甚だ貧なりしが、正雪の推薦にて、諸侯の邸にも出入するに至り、其名は頓とみに顯はれたり。されば深く正雪の材幹と厚誼とに服し、心を傾けて正雪に兄事せり。蓋し正雪の智と、忠彌の勇とは、当世の双璧、まことに好き取り合せにして、其の相逢ふ、所謂千歳の一遇と謂ふべき歟。忠彌素より匹夫の勇にあらず、其の胆氣雄略、一方の将として恥かしからぬ器なりと雖も、資性峻烈に失し、動もすれば、遠慮深謀を缺けるを以て、正雪平生之を患ひ、切に教へ諒むる所あり。忠彌も其の言を容れ、自ら抑損したりといふ。彼が刑場に上れる時の実況は、後章に於て詳説すべし。忠彌に次ぎて有名なるは、金井半兵衛なり。名を政教といふ。其の父は、毛利家の臣にて、半兵衛幼少の頃は、御旗本小扈従を勤め居たり。其の頃より武道に志ありて、正雪の門弟となれりとの説と、智勇逞しうして、其上飽くまで金銀を貯へし者故、忠彌推舉にて、正雪と交り、共に大事を語る。金井が働きにて、兵具も多く調ひたりとの説もあり。又『草賊記』には、金井は小刀を販ぐ者なり云々。正雪の弟子となり、西州に往来せりと記す。其他に半兵衛の事を詳記せる書物なきを以て、いづれとも判定は下し難けれども、彼が遺書に、正雪は幼年よりの師なりとありて、書中師を思ふ情愛の深きによりて稽ふるに、第一の説尤も信すべきに似たり。彼の性格は、忠彌の豪氣

勇猛なると趣を異にし、智謀才略、頗る師の正雪に酷似したるは、彼が末路の挙動に拠りて知るべし。さればこそ、正雪も彼を推して、関西の大将に擬せしなるべし。尚ほ彼が小刀を販ぎ、西国を往来せりとの説も、彼が後年大坂方面の事を担当せるより推して、或は地理人情を視察する為め、刀剣を販ぐに託して、関西を巡遊せしかとも思はれて、捨て難く覺ゆるなり。

半兵衛の従弟に、同姓善兵衛あり。亦た正雪の門人なり。其他小石川鉛硝藏の奉行たる河原勘右衛門父子・元松平土佐守家来・小川六左衛門・元堀越中守家来・齋藤九左衛門・元木下淡路守家来・上屋三郎兵衛・など、正雪が徒党の連判に加盟せし者のみにても、絡数五千人に餘れりきといへば、正雪が門下の如何に盛んにして、従て其の名声の如何に高かりしかを知るに足らずや。

## 第六 正雪と紀州公

駿州宮ヶ崎の紺屋の二男が、江戸第一流の軍学者として、多くの門弟子に推戴され、歴々の諸侯にも厚遇さるゝに至りしは、實に立派なる成功といふべく、彼若し仕官立身の途を求めるか、五千石の厚俸を以て迎へんとする者、独り備前少将のみならず。御三家の名門、殊には当世第一の名君と称せらるゝ紀伊大納言の寵遇をさへ受けたるはヘ布議（いわゆる御三家の名門）の身に取りて、無上の光栄と為すに足るべし。戦国乱離の時代ならば、所謂槍先の功名にて、一国一城の主人となるも、敢て難事にはあらざれども、泰平無事の日に在りて、此の如き成功を遂げたる正雪の器量、如何に優れたるかは、言ふに及ぼずとして、此の異数の榮達も、正雪に在つては、日常の茶飯事に過ぎず。彼の抱負は、遠くは楠氏の奇略を用ひて、近くは豊公（秀吉）の雄図を試みんとするに在り。時は今、天下を擧げて泰平の夢を負らんとする時、私かに風雲を呼び起して、徳川氏の霸業を覆へさんと謀りしこそ、其の胆の太さ、いかばかりぞや。

彼既に異図を懷くが故に、平生門下を教ゆるにも、既往の戦ひを批評するよりは、如何にして當來の戦場に臨むべきかを研究し、現在諸家の分限に応じて兵員を配し、地理を窮め、某の城はいかにして攻むべく、某の地はいかにして守るべきかなど、凡て実戦に擬して、進退方略を討論せしむる中にも、常に紀州公の兵を侵略軍に擬し、此の一家の手兵、優に天下を

席巻するに足るを以て極意と為せしといふ。是れぞ即ち正雪が、胸中の神秘とも言ふべき所にして、詳しく述べ箇中の事を説明するには、先づ以て紀州公其人に就て研究する所なるべからず。

紀伊大納言頼宣公は、家康公の第十子（或曰第十二子）にて、慶長七年の生れなり。翌年十一月、常陸水戸二十万石を賜はり、同九年、同国にて五万石の増加あり。十一年八月十一日、元服あり。徳川常陸助と称し、従四位下に叙す。同十四年十二月十二日、駿・遠・二州にて五十万石を賜ひ、十六年三月二十日、従三位に昇進、慶長・元和・の役には、家康公に従ひ、大坂に出陣あり。元和三年七月十九日、権中納言に叙す。同五年二月十四日、封を移され、紀伊・伊勢・にて五十万五千石を食む。寛永三年八月十九日、従二位大納言に陞叙、寛永七年五月二十二日、致仕（辞任）（する）、十一年一月十日、領國に於て薨去（こうきょ（皇族または三位）以上の人への死去）さる。時に年七十なり。法名は南龍院顕永天晃大居士、カウ一笔に書いて仕舞へば、何の趣味もあらざれども、此の人は家康公老年の子なれば、寵愛一方ならず、誕生の翌年、常陸二十万石を賜はりしが、天資英明剛毅の方なれば、父君も愈々可愛く思召し、後には御隠居所の駿河に封を移され、大坂役後、更に百万石の大封を賜はらんとせしが、事未だ遂げずして、家康公御他界となりたり。時に公は年既に長じ、其豪邁の氣質は、事毎に鋒芒を露はせしより、江戸將軍家に於ても、大に慮かる所ありしものか、封を南海不便の紀州に移したるは、蓋し公の制御し

難きを<sup>おも</sup>念うて、其手足を制縛したるに外ならず、されば公は、へ深く之を憾みとし、時人が  
 動もすれば、尾州家を重んじて、公を忌憚するを怒り、『我家は、御隠居済駿河を相続すれば、  
 尾州は不及申<sup>もうすくおよばず</sup>』江戸将軍家も替る事なし』と言ひし事あり。御隠居済云々とは、家康三島に  
 退き、駿府に百万石を添へて、公に賜<sup>たま</sup>はらんとの意ありし事を言ふなり。公の生母・養珠院も、  
 『権現様(家康)今三年御存生ならば、頼宣卿を百万石の大身にRK可致いたすべきを、御残り  
 多き事なり』とて、常に左右に向つて愚痴をこぼされしといふ。さなきだに公の豪邁なる氣  
 風は、天下泰平の無事に堪へざるべきに、心中常に此不平を懷かれし故か、其の平生の挙動  
 も、所謂負<sup>いわゆる</sup>、の虎の概ありて、『紀州祖君言行録』にも、大功を立つるは、能き人を不持して  
 叶はざる事を思召し、他の家中の覚えある名高き者をも、縁を以て御音信被成、若し他所よ  
 り使者など参り候へば、御前へ被召、中々御念頃なり。去程に名ある士共を R. 被召出めしだ  
 されし事不勝計、中國者・関東者・五畿内・北国・西国・の名士共までも、被召抱候輩最も  
 多し。唯頼宣公には、覚<sup>おぼへ</sup>ある侍、又は筋目ある武士を、いか程も被召抱候と記し、英武中外  
 にかくれなかりしと共に、一方には又た油断ならぬ人なりとて、恰かも一種の危険物として  
 取扱はれたるは、頼宣公新参の土村上彦右衛門に、總軍の旗奉行被仰付候<sup>おおせつけられ</sup>よし、江戸表へも  
 聞え、御城中にて、御旗本歴々集り、紀州殿は新参の彦右衛門に、總旗を御申付の由、御譜  
 代古参の輩に、軍功の兵多きに、あの渡り奉公致す彦右衛門に、武者奉行御申付候にて、紀

州殿の御心底知れ申候。御智慮は無き人なりと評判せしを、久野三郎右衛門頭を振りて、いや／＼各の了簡と天と地となり。智恵有り過ぎて、公方様へ不仕附ふしふと謂ふべし。其の仔細は、御譜代古参の勇士を差置き、新参の村上彦右衛門に総旗を御申付候は、大なる謀計なり。天下の浪人のらうじんを可こ引付ひきつけ手立なり。紀州にては古参新参を不ふ選、能士なれば大役を申付候、扱あさて頼母敷たのもしき主なりと、浪人に思ひ附かすべき謀事なり。さて／＼権現様御目鏡の御愛子、油断のならぬ人なりと申しければ、一座皆感じけるとの一話にて明かなり。

権現様（徳川家康）御目鏡の御愛子かな、油断のならぬ人なりとは、大に趣味ある評言にして、御三家の格式も、五十五万石の領地も、公を容るゝには餘り小なるのみならず、たとへば駿河百万石賜りしとするも、公の野心が之に満足すべしとも思はれず、彼の明の鄭芝龍が、援を我国に求めしに当り、公が其の手兵を以て、芝龍の乞に応じ、大明四百餘州（きそく）に驥足（きそく）を展べんと欲したるが如きは、まさしき公の本領なるべし。時人が公をして、負隅の虎（おも）と以為ひ、幕府が公を危険物視したるも、由来ありと謂ふべく、紀州殿野心の評判は、當時上下に喧伝（けんでん）し、從て血に渴き、功名に急なる浮浪の徒は、公の驥尾（きび）に附して、風雲に乗せんことを翼（ひ）ひ、安石（王安石）を出でざれば、蒼生（そうせい）（人民（じんみん））を奈何（いかん）せんの風ありしことゝ思はる。此時に当り、正雪は、公の眷遇（けんぐう）（特別に目（め）をかける事）を受け、二人者の間に深き関係ある事は、時人の認むる所なる上に胸に一物（いちもつ）を藏する正雪は、いやが上にも紀公との関係深きを知らしめんが為に、軍学兵法の講義にも、重

きを紀公の進退に置き、此の一家の兵を以て、容易に天下を席巻すべしと説き、今にも天下に変あらんには、自己の兵法は、実地に活用し得るかの如ごとく、暗々裡に門下の功名心を挑発し來りて、ひそかに機会の到るを待ち、二代將薨去(一六五)し、天下の人心動搖するに乘じ、遂に紀州様御頼みの儀ありと称して、事を發するに至りしなり。

正雪と紀公との関係に就ては、拠るべき記録乏しくして、こゝに其の詳を悉し難しと雖も、正雪が紀公の依頼を受けたりとの揚言が、堅く其の党与に信ぜられしのみならず、幕府も亦之を疑はざりし事と、彼が絶筆に、「私而欲レ催<sub>二</sub>人数、敢而一人不レ応<sub>一</sub>其催促、依レ之借<sub>二</sub>紀伊頼宣公之御名<sub>一</sub>而蒙<sub>二</sub>御扶持<sub>一</sub>之由披露」にあるに縁りて、之を見れば、當時覚えある侍、筋目正しき武士をば、いか程も召抱<sub>二</sub>へられ、又は家中の覚えある名高き者には、縁を求めて御音信被成<sub>二</sub>たる紀州公が、名声噴々たる正雪を延いて眷遇<sub>二</sub>されしは、推して知るべく、從て正雪と公との因縁は、時人に是認せられて、彼が紀州様御頼みの一事も、容易に他の信を買へるならん。奈何せん正雪は世の所謂逆徒にして、鼠賊・奸雄・謀叛人・等、有らゆる惡名を附せられし者、紀州公は徳川御三家の名門なれば、此の二人者の関係を筆にするは、容易ならぬ事として、当時に難んぜられしは勿論なれば、証処不十分、随つて紀公も無罪放免となるなり。呵々。紀公果して異図を蓄へしか否かは、軽々に論じ去るべき問題にあらずと雖も、正雪は能く時人が、紀公の野心を疑ふ所の機微を知れるが故に、自己と紀公との交際を利用

し、遂に権現様の御愛子、御三家の名門、徳川頼宣なる一箇の好英雄を、自家が野心の道具に使ひ、平談暢話の間に乾坤一擲的事業の基礎を築きたり。天晴れ淒き手腕といふべし。

## 第七 正雪の大望

正雪既に人心を收め、胸に不測の大望を懷きながら、尚お戢翼養望、私かに機運の到来を待ちけるに、慶安三年夏の末より、三代将軍御不例の聞えあり。秋より冬に亘りて、尚ほ御全快の披露もなく、次第に御危篤との噂さ伝はりければ、上下安き心もなく、物情騒然の状態なりしに、翌慶安四年四月二十日、將軍遂に薨去こうきょあり。世子家綱公襲職ありしも、當時尚ほ御幼年の事故、人心益々動搖を極めたれば、時の執政保科肥後守正之・井伊掃部頭直孝・酒井讚岐守忠勝・阿部豊後守忠秋・松平伊豆守信綱・等の諸老臣、今こそ徳川氏の安危を決する大切な時代なりとて、銳意精励、禍機を未萌に防がんとし、万般の政務、頗る嚴重を極めたるを以て、上下共に屏息へいそくして、表面甚だ事なきが如ごとくなれども、老中の苛政を誹謗ひぼうして、時事に不平なる者歟からず。三州荔谷の城主松平能登守定政の如きは、『先君御他界以後、老中の仕置更に難たぐひ心得、君は未だ御幼稚なり。唯今ただいまの如ごとくんば、天下の争乱、一両年を不レ可ふれ過』とて、憂憤の餘、上書して城地を返納し、出家遁世の身となり、同じく剃髪せらる六人の従者と共に、江戸市内を托鉢たくはつするに至り、上下をして奇異の感を為さしめたりき。能登守遁世の奇事が、いたく時人を驚かせし上に、幕府の施政は、愈々苛察を極め、殊に府内居住の浪士に對しては、嚴重に取締りをなし、諸大名亦時勢を憚りて、新たに士を容る

ゝ者なく、之が為め困窮する者夥しく、道路怨嗟の声加はりて、天下暗澹たる光景に陥りたり。正雪たる者、いかでか此の好機会を逸すべきや。彼は遂に其の胸中の神秘を披らき、紀州公の依頼を受けて、一大事を企つると称し、急に起ちて事を發せんとせり。

正雪が壯図の方略は、加藤市郎右衛門等を京都に、丸橋等を江戸に、金井等を大坂に置き、正雪は駿州久能を根処として、東西の軍を指揮せんとするに在り。而して江戸に於ては、豫め準備し置ける火薬を、府内の要所に配置し、同志の一人、小石川鉛硝藏奉行・河原勘右衛門をして、夜に乘じて火を鉛硝藏に放たしめ、現在積込みある三万駄の鉛硝が、一時に爆発すると共に、数十ヶ所に放火して、府内を猛火の裡に陥れ、丸橋忠彌は、一隊の死士を率ゐ、葵御紋の付きたる提灯を点じて、城内に突入し、御城内夥しき大火に候得ば、御徒士頭・初鹿野伝右衛門、御徒士を引連れ罷り越したり。將軍家には速かに紅葉山へ御避難あるべしと大呼して、將軍家の御輿を出し、扈從の士を斬り散らし、將軍を奪ひ、間道より久能へ急行すべく、櫻井三太夫・同彦兵衛・は、別に一群決死の老人隊を率ゐ、老中執政の人々が、不慮の椿事に狼狽して、登城せんとするを乱撃暗殺すべく、（何故に老人隊を選みしかといへば、其場にて戦死せよ、恩賞には、子供を大身に取立つべしとの定めなりといふ。又た御老中は、御城内火事・地震・大雷の節は、供揃なしに、一さんに登城する様なり）佐原重兵衛・長山兵右衛門・等は、道灌山を本営となし、諸家の定紋を付したる提灯を持して、八方に駆け廻はり、御譜代のある大名の邸に、

火薬を投じつゝ乱入し、柴原又左衛門は遊軍として鉄砲三百挺を有する一隊を率ゐ、忠彌が將軍を奪うて、久能へ退く時、若し追ひかけ討つて出る者あらば、此の一手にて喰ひ止むべしと定む。京都に於ては、加藤市郎右衛門、副将吉田初右衛門と共に、江戸の捷報を得ると共に、略ぼ同様の手段を以て、二條城を乗取るべく、而して大坂には、金井半兵衛を主とし、石橋源右衛門を副とし、正雪の一報を待つて、同じく焼討の危計を行ひ、諸侯の藏屋敷に貯ふる所の米穀を奪ひ、大阪城に拠りて持久の策を施すべしとの定めなり。而して駿州久能山は、東照宮(徳川家康)埋骨の靈地たるのみならず、江戸・西国・間の咽喉を扼し、地勢嶮峻、所謂一夫之を守れば、万卒も路超する要害なり。殊には、久能社領の百姓は、蓋く正雪の恩徳に懷き居るを以て、かたゞ諸事の便宜を占めたれば、此処を中心の策源地と定めて、正雪躬ら山上に立籠り、久能山金庫の金銀を以て軍用に充て、進んでは府中の城を奪ひ、忠彌が守護し来れる將軍を擁して、四方に号令せば、徳川氏統一以降、怨を呑み、憤を懷きて、四方に散在せる者は、招かずして雲霞の如ごとく集るべく、諸侯の野心ある者、或は來りて我事を援け、或は其の領土に割拠して、天下復たび麻の如く亂れんには、茲に始めて我徒の驥足(きそく)を展ぶるを得んと以為へるなりき。

此の恐ろしく、勇ましき企てに加盟せる總人数は、大凡五千餘人、侍大将十組ありしといふ。因に記す、正雪が久能山附近の民心を得たるは、先々是、榊原越中守父子、久しく久能山

を守護し居り、威權を擅まゝにして、大に社領の百姓を虐使し、年貢を重くしければ、領民其の苦に堪へざりしを、正雪領主に寛免の処置を請願し、後には領主をして江戸おおいに転勤せしむるに至りし故、社領の村民、蓋く正雪の恩恵に懷きて、其の用を為すなを喜べるなり。

## 第八 隠謀の露見

徒党の人数も揃ひたり。軍略も既に定まりたり。此上は一時いっときも早く、事を發するに如かずとて、正雪先づ駿河に赴くに決し、由比三左衛門（正雪の弟）・熊谷六郎右衛門・鵜野九郎右衛門・同清兵衛・盟同七郎右衛門・増上寺所化・廓然・等を率い、慶安四年七月二十一日江戸を出発し、二十五日駿府に著して、茶屋町の旅店梅屋太郎右衛門方に投宿し、七月二十九日を期し、東西齊ひととしく事を發せんとしぬ。

然も万事休せり。此時既に隠謀露現して、幕府の驚愕ひとかた一方ならず、御使番駒井右京を駿府に急行せしめて、正雪逮捕の命令を駿府城代に伝へしめたり。扱さてその次第を尋ぬるに、徒党の一人奥村八郎右衛門は、正雪の後を追うて、駿府に赴かんとし、二十二日、松平伊豆守の臣なる兄おとこ奥村權之進を訪問し、今度急に某諸侯の臣となる為め、二十五日出立の心得につき、御暇乞まいりごひに罷越まかりこしたりと述ぶ。權之進斜めならず喜び、誠に大慶の至り、此兄も安堵せりと言ひつゝ、八郎右衛門の装ひを見れば、衣服・大小・綺羅美きらびやかなるにぞ、心中怪み疑ひ、御主人は誰様なるや、肝煎きもいりは何人なるやなど、立入つて詰問するにぞ、八郎右衛門甚だ困却したるが、たとひ如何なる大事なりとも、兄弟に秘すべき理なしと思ひ、実は紀伊殿へ三百石にて召抱へらるべき約束なり。尤も某のみならず、外にも大勢の浪人を召抱めしかかへらるゝ儀なれ

ば、くれぐも他言を御無用に願ひたしと答へたれば、権之進益々怪みて、詰責すること止  
まず。八郎右衛門も殆ど当惑して、終に正雪等の一類、紀州公を戴き、斯様の密計あり  
と、一伍一什を物語りぬ。権之進舌を捲きて驚き怖れ、扱て天下の一大事なり、何卒汝  
は此事を思ひ上まり、却て我等主人へ密告に及ばず、後日必ず御褒美あるべしとて、兄弟相  
談の上、直ちに松平伊豆守へ訴へ出たり。是と同時に、林理右衛門・田代又右衛門・同二郎  
右衛門・も変心して、御老中へ密告し、弓師藤四郎は、町奉行石谷左近将監の役所に駆け込  
みて、叛逆を逐一訴人に及びたり。

『翁草』に、東武には、早手筈の日限近きぬ。丸橋忠彌は寝食を忘れて事を調ふるに、兎角とかく  
金子きんす（金）の少きを憂ひ、此の才覚に掛り、田代又右衛門といふ有徳なる浪人の許に往て、  
火急の用立を頼けるに、田代當時不有合と答ふ。丸橋即ち大事を明して説しかば、田代  
首を低れて思案し、追付用金持參すべし、連判の儀は其節そのたるべしと、是迄つゝみしを  
或は恨み、或は賞めて、忠彌を返し、直ちに御老中へ駆け込み注進す。忠彌は安心して、  
家に帰れば、弓師藤四郎留主に來り居りて、例の金を催促するにぞ、忠彌之にも大事を  
語らんとするを、女房諫いさむれども聞かず、一々に唄き聞かせければ、藤四郎も忠彌には  
一味同心と答へ置き、我家へ帰りて、蚊屋の中に足を叩き居りしが、ムツクと飛び起き  
て駆け出すを、女房は狂氣と引留めるを振り切りて、一さんに町奉行石谷左近将監の役

所へ駆け行くとあり。又た一説には、奥村八郎右衛門は、忠彌が槍術の門人なり。兄権之進の旨を受けて、徒党の内情を極め、林理右衛門・田代一郎右衛門・奥村七郎右衛門・と連署して、松平信綱に密告状を呈したりとあり。又た備前家の記録には、正雪備前家用達の提灯屋ちょうちんに、蝶の紋の付いたる提灯ちょうちんを注文したるに、提灯屋ちょうちんにても心得難こころえがたく思ひ、備前邸へ問合せたる故、此旨光政公の御聞きに達したる処、此時侯は朝飯の半ばなりしが、箸を投じて、直ただちに衣を改め、玄関にて急ぎ馬をくくと呼ばれ、急に御用番の老中方へ赴きて、右の一件を語られしとの事を記せり。

先將軍薨去こうきょ以来、天下人心の動搖を鎮めんとして、風声鶴唳にも驚き易き執政の連中が、多くの方面より隠謀の次第を密告されたるのみならず、其の隠謀の黒幕は、紀州宣公なりと聞くに至りては、如何に狼狽周章ろうばいしゆうしようしたりけるよ。松平伊豆守最先に登城して、各老中を招集し、急に評議を凝らして、一方には町奉行石谷貞清・神尾元勝・に命じ、江戸の徒党を逮捕せしめ、一方には御使番駒井右京を駿府に急行せしめ、又京都夫坂・にも急報を発し、それ／＼警戒を加へたるが、就中紀州公逆心の説は、有司の最も寒心せる所なりき。

## 第九 幕府の命令

御使番駒井右京は、命を承けて、即時江戸を発し、二十五日の未の刻に駿府へ到着し、直ちに城代大久保玄蕃頭の邸に入り、駿府加番秋田安房守・西尾丹後守・駿府在番大番頭山口備前守・目付井戸新右衛門・町奉行落合小平次・を会し、変事の次第を披露して、正雪逮捕の手配をなしたるが、当時在江戸の久能山守護榎原越中守も亦幕命によりて、急に帰程に就き、駿府加番秋田・西尾・の二人は、加勢として久能へ急行すべき命令に接せり。

駒井右京が駿府に持参せる老中の命令書は、

一筆令啓達候。於当地浪人共申合久能へ當月二十九日可相籠と誓詞を仕候由、其仲間より隠密おんみつに申出候。実儀は不相知候得共、為レ為レ其駒井右京被レ遣候事。

一久能為御番戸田勝五郎可相越候。榎原越中守も当地より相越候間、申談、勤番可レ有レ之候事。

一藤五郎御番所明き可レ申候間、其許くり合せ、可レ然様可ニ申付レ候事。

一右之通於申付、其元人すくなく可レ有レ之候。今度大坂御番替として、上村帶刀爰元發足、今明日中に其辺可ニ相通レ候。松平丹後守も同御番として、当地を来る二十六日發足之事に候間、右組中、共に其許御城中へ引人、御勤番仕候様、尤候。是又奉書相添遣し

候事。

右等の條々、委細駒井右京口上に申含候間、可レ被レ得<sub>二</sub>其意<sub>一</sub>候。恐惶謹言。

七月二十三日

松平和泉守  
阿部豊後守  
松平伊豆守

大久保玄蕃頭殿

山口備前守殿

井戸新右衛門殿

落合小平次殿

神保三郎兵衛殿

猶以、久能ヘ可<sub>ニ</sub>相籠<sub>一</sub>と申合候浪人之内、少々江尻まで相越有之由に候。神保三郎兵衛煩  
中に候間、其元御番に被レ在レ之候御番衆の内兩人、三郎兵衛同心召連相越、山中彌藏申談  
じ、きりしたん宗門の者相改候と申ふらし、相捕候様可被致候。右の内、がつそうの者一  
人有之候由に候、將又島郷左衛門・伏野主馬・櫻井忠左衛門・幸御用之儀有<sub>レ</sub>之、其元相通  
候間、江尻に待合候様に、右之面々へも可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申候。小平次は駿府に<sub>KND</sub>在レ之候て、町  
中仕置、堅可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申付<sub>一</sub>候。已上。

斯く嚴命したれども、尚ほ心許なしことて、右京発足の後一日、再び急使を発して、左の命令を伝へたり。

一筆令<sub>レ</sub>啓候。上様彌御機嫌能被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候間、可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>心易<sub>一</sub>候。將又今度一味いたし候浪人、当地罷在候者之内、丸橋忠彌・河原十郎兵衛・永山六郎右衛門・右の三人今朝召捕候。委細追て可申入候。江尻辺に有之候由申候者之内、由比正雪・同三左衛門・何卒致生捕候様、精を入れ尤に候。久能御番の儀も、其元別條無<sub>レ</sub>之候はゞ、当地より申含候如く、彌一左右次第、相越尤候。次久能庄屋兩人、越中守其所を拵候もの有之由にて、其者も一味いたし候由に候間、越中守申談、彼者早々相捕候様可被致候。右之者儀、越中守委敷存知候間、可<sub>ニ</sub>承合<sub>一</sub>候。又先書に申入候、大坂為<sub>二</sub>御番<sub>一</sub>罷上候大御番衆、其元別條無<sub>レ</sub>之候はゞ、長く留置候事如何候。見合可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>差上<sub>一</sub>候。恐惶謹言

七月二十四日

姓名同前

猶以止雪其外の者共、江尻に在之由、申候得共、しかと致たる事にも無之候間、其外の所々にも心を付、油断有間敷候。又申候。正雪事、せいちいさく、色白く、髭黒く、眼くりくとして、ひたい短く、口びる広く厚く、がつそうにては候得共、髪をそりたるも不知由。右之正雪父、名字を替へ、岡村彌右衛門と申候て、駿府中宮ヶ崎之内に居申候由、正雪妻、爰元にて召捕相尋候得者、白状申候。江尻・清水・辺に居不<sub>レ</sub>申候はゞ、宮

ケ崎に正雪居候事可レ有レ之候。以上。

されば駿府町奉行二人の中、神保三郎兵衛は、江戻へ出張し、異教信者を搜索すると称して、正雪を物色し、落合小平次は、府中を警戒し、江戸にて人を傷つけし者、当地に逃げ来りけるを捕縛すと揚言して、一方には、各所の関門に兵士を配置して旅人を改め、一方には旅店宿泊の人員検査を開始せり。

## 第十 正雪の自殺

旅人検査の結果、梅屋太郎右衛門方に宿泊せる上下十人の侍こそ、由比正雪にまぎれなし  
とて、則ち梅屋の二町四方に提灯ちょうぢんをともし連ね、道路の辻々には篝火かがりびを焚たき、秋田安房守・  
大久保玄蕃頭・井戸新右衛門・の人数を以て厳戒を加へ、落合小平次は、与力・同心・を率  
ゐて、梅屋の表木戸に向ひ、駒井右京も亦た槍を提げて臨檢しぬ。先レ是駿府の府中にては、  
駒井の早駕籠かこを見て、何事の起りしかと驚き惑ひける中に、誰言ふとなく、切支丹(キリシタン)ト教徒(キリスト)御  
穿鑿せんさくの上使なり。否、江戸より遁げ來りし殺人の犯罪者を捕ふる為めなりなど、風説百出し  
て、物情騒然たりしかば、正雪一行の耳にも人り、由比三左衛門立ち出でて、事情を究めんと  
するを、正雪は斯様の節は、ムザと出でざるものぞと制止したるが、彼の機慧なる、此時既  
に密事の敗れたるを覺悟せしものゝ如ごとく、堅く一行を戒め、静まり返つて事の様を窺ふ  
中、果然梅屋の周囲は、兵を以て盈みたされ、程なく小平次より口上にて、今日関東より人を  
殺して立退き候者、当所へ止まりたる形跡あり。其者は手疵てきずを負ひ居る由なれば、駒井右京  
上使として罷越まかりこし、旅人の手疵てきずを改むるに付き、各方にも奉行所まで罷出まかりいでられ、身分姓名など明らかにさるべしとの使を送れり。正雪則ち鵜野作左衛門をして、我等は紀州公の家臣いもととも由  
比正雪にて、少しも怪しき者にあらず。罪人御改めの由、御尤いもうともの儀なれば、早速罷出さつそまかりいはずべき儀

なれども、道中より病氣にて、平臥の体に罷在り、願くば此方へ検使を入れられ、手疵てきずの有無御改め下さるべしと答へしむ。落合押し返して、御断りは御尤もつとに候。紀州様の御家來に候上は、夜中検使に入るゝも、卒爾そつじの至り、とかく明朝の儀に致すべしといふ。否、苦しからず、直ちに検使を遣はさるべしとて、問答再三に及びて、決せざる中、其夜は鶏鳴曉けいめいを告げて、東漸ようやく白みたり。

明くれば七月二十六日なり。落合より更らに使を遣はしければ、鵜野等九人、いづれも肌をぬぎ、木戸の内まで立出て、負傷者にあらざるを示しければ、此上は本人正雪にも出でらるべしとなり。時に正雪は練の桃色の裏打たる帷子に、菊水の紋付きたる唐綾の丸ぐけ帶して、小脇差を横たへ、(『寛明日記』には、正雪編綴へんてつを著し、小脇差をさし、刀をば家人に持たせとあり)座敷杖を携へ、路次下駄げたを穿ち、徒士七人を左右にして、鷹揚に戸を開かしめ、町奉行に対面して、昨夜より度々の使節に候處、病氣にて甚だしく疲労いたし、大に遲延に及び候。武士の肌を露あらはすにも及ぶまじく、大小をさし置き、落合殿御役所に罷出まかりいで、申訳仕るべしと言ふ。落合答へて、然らば一段の儀なり。早々奉行所へ参られよ。尚ほ御同心なくば、是非なき儀なりと、少しく怒声を含みたれば、正雪莞爾かんじとして、御氣遣ひに及ばず。但し病中の事なれば、乗物にて参るべし。支度したく仕る間、御待ち下さるべしとて、其儘内に入りたるが、程なく一人出でて曰ふ。只今正雪乗物にて罷出まかりいで候間、木戸前の警固を御くつろげなさるべしと

なり。正雪果して奉行所に至るか、或は斬つて出るにやと、木戸口をくつろげて待ちたれども、其後は音もせぬ風情なり。

花落つること急なりといへども、意自ら閑かなり。正雪たる者、いかでか事の真相を察せざるべき。彼は既に大事の去れるを知り、かゝる押問答に遷延しつゝ、心静かに一片の遺書を認め、従者の憤慨して戦はんとする者をば、かゝる場合に五人十人斬り殺せしとて、何かあらん。若しも生捕られ、見苦しき死ざまを為すならば、正雪末代の名折れなるべし。只だ尋常に切腹すべきなりとて、則ち正雪をはじめ、弟三左衛門・熊谷六郎左衛門・鵜野九郎右衛門・同作左衛門・同清兵衛・同七郎右衛門・僕吉兵衛・以上九〔八〕人、序を正しうして刃に伏しぬ。此の急風暴雨の間に於て、正雪が從容筆を執りし遺書の文面は、

今度有<sub>二</sub>讒奸之人、某企<sub>二</sub>謀叛<sub>一</sub>之由、達<sub>二</sub>台<sub>一</sub>府<sub>二</sub>之間、被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>討手<sub>一</sub>之段、至極畢。但以<sub>レ</sub>賤卑愚劣之身、何為令<sub>レ</sub>亂<sub>一</sub>破四代之天下<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>叶哉。須<sub>下</sub>図<sub>中</sub>給不<sub>レ</sub>足<sub>二</sub>蠟蠅遮<sub>一</sub>竜車<sub>二</sub>之喻<sub>一</sub>。雖然、天下之御政法無道、而上下令<sub>二</sub>困窮<sub>一</sub>、誰不<sub>レ</sub>悲<sub>レ</sub>之哉。然適以<sub>二</sub>賢慮<sub>一</sub>松平能登守為レ諫遁世之所、却而有<sub>二</sub>狂人之沙汰<sub>一</sub>、忠義之志空成。是可<sub>レ</sub>謂不思議。某雖不肖之身、所レ令<sub>ニ</sub>困<sub>ニ</sub>窮天下<sub>一</sub>之好人、為<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>遠<sub>ニ</sub>流酒井讚岐守等、

企<sub>ニ</sub>偽謀<sub>一</sub>、催<sub>ニ</sub>人數<sub>一</sub>、令<sub>ニ</sub>籠居<sub>一</sub>、右之趣段々令<sub>ニ</sub>言上<sub>一</sub>、其上者、任<sub>ニ</sub>奉行所之差図<sub>一</sub>、定<sub>ニ</sub>身<sub>ニ</sub>安否<sub>ニ</sub>相謀之所、事不<sub>ニ</sub>成就<sub>一</sub>、而發覺、滅亡畢。又私而欲催<sub>ニ</sub>人數<sub>一</sub>、敢而一人不<sub>レ</sub>応<sub>ニ</sub>其催<sub>ニ</sub>、

依レ之借ニ紀伊頼宣公之御名ニ而、蒙ニ御扶持ニ之由披露。全自ニ誰人ニ不受ニ用一人之扶持ニ、天之照覽無レ他者歟。申達之旨雖ニ範多、時急之間、申ニ残之ニ。恐惶謹言。

慶安四年辛卯七月二十六日

由比正雪

又た一首の歌を遺す。

秋はたゞ馴れし世にさへ物憂きに

長き門出のこゝろとゞむな

蓋<sup>けだ</sup>し死に臨みて、門弟を誠めたるもの歟。戸外に於ては、今か今かと待ちたれども、室内寂寞、人無きが如ごとくなれば、扱<sup>さ</sup>てこそ正雪斬出るならんと待ち構ふる時、奥に当つて幽かに矢声太刀音など聞ゆるにぞ、南無三宝正雪自害と覚えたりとて、与力・同心・斉しく乱入したれども、時既に後れたり。生き残れるは、僧<sup>シテ</sup>廓然と、名もなき下郎一人のみなりき。此の頃の落首に、

正雪を連れてはよもや駒井殿

うけうこつなる人と思へば

## 第十一 同志の末路

正雪が駿府に於て自刃せる二日前、二十四日払暁、町奉行石谷左近将監貞清・神尾備前守元勝・は、前夜より十分の準備をなし、丸橋中彌が住所なる、本郷お茶の水、大岡源左衛門の屋敷を囲み、東天漸く白からんとして、家々暁夢正に濃かなるに当り、遽かに発して、火事よくと連呼しつゝ、忠彌方へ乱入し、忠彌が驚き、刀をも携へず、丸腰にて、ドコヂヤ／＼と駆け出つる所を、石谷組の同心疋池六左衛門・堀江喜右衛門・真先に進み、其他大勢力を合せて、難なく忠彌を捕縛し、引続き忠彌の母、並びに妻娘をも取押へたり。これと同時に、小石川御鉛硝藏屋敷に向ひたる石谷組の同心音野六太夫・成瀬彌五郎・神尾組の高田安太夫・矢野彌次兵衛・等は、河原勘右衛門父子を捕へ、此外長山六左衛門を始めとし、此日の中に就縛せし者、三十餘人に及びたり。

駿州にては、正雪自殺の後、正雪の父・岡村彌右衛門・伯父藤右衛門・従弟・佐右衛門・等十数人宮ヶ崎に於て、正雪の兄・半左衛門は足洗村に於て捕へられ、其他江尻に於て縛に就きし者もあり、金井半兵衛は、逸早く遁れて、各所に潜伏したるが、正雪既に死し、同志多くは捕へられ、形勢復た回へす可らざるを見て、遂に天王寺に自殺せり。

『寛明日記』に八月七日、正雪が与党の一族・親類・御穿鑿により、方々より搦捕て引來

る中に、金井半兵衛事、いまだ死生不知故に、重ねて国々所々へ被触遣、其人相・刀・脇差・に至るまで、委細に書付け、御詮議あり。

とあり、物色の<sub>を</sub>急なるを知るべし。半兵衛の遣書に、

由比止雪与力仕候、金井半兵衛、乍<sub>レ</sub>恐申上候状、  
 一 正雪に与力仕候、依<sub>レ</sub>其罪、一門之輩、被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御糺明<sub>一</sub>之由、其理不<sub>レ</sub>少候。雖然  
 一門輩、聊不<sub>レ</sub>存候。其謂は、且は遠國、且は俄、其上如<sub>レ</sub>斯大事、無<sub>ニ</sub>云甲斐<sub>者</sub>共  
 に非<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>話事。

一拙者惡逆無道而非<sub>ニ</sub>与力申、從<sub>二</sub>若年<sub>一</sub>之師、師而大事を語、弟子如何可<sub>レ</sub>辞哉。然に  
 於<sub>ニ</sub>武州<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>亡<sub>ニ</sub>身命、当國迄落來事、正雪並与力輩之為<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>見<sub>ニ</sub>終末<sub>一</sub>也。若存命待<sub>ニ</sub>  
 時節<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>達<sub>ニ</sub>師志<sub>一</sub>也。雖然、養父母並一門、不<sub>レ</sub>存<sub>ニ</sub>此計略<sub>一</sub>而致<sub>ニ</sub>与力<sub>ニ</sub>輩之親類、  
 又召仕候者之親類、依<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>御糺明<sub>一</sub>、為<sub>レ</sub>救<sub>ニ</sub>其害<sub>一</sub>切腹仕候事。

一正雪無道利慾而非<sub>ニ</sub>企<sub>ニ</sub>此事、先君御他界後、政道邪にて、武家・出家・農・商・ま  
 で、或は忠、或は怒。是故に為<sub>レ</sub>訴<sub>ニ</sub>上、僅之催<sub>ニ</sub>浪人<sub>一</sub>、欲<sub>レ</sub>堅<sub>ニ</sub>一所<sub>一</sub>、縱雖<sub>ニ</sub>自滅<sub>ニ</sub>為<sub>ニ</sub>天  
 下善政、可<sub>レ</sub>惜<sub>ニ</sub>一ヶ之身命<sub>一</sub>乎、故非<sub>ニ</sub>無道<sub>ニ</sub>事。

一父不<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>此計略、其上人之親思<sub>ニ</sub>子道、貴賤一也。故不<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>之者、何ぞ可<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>与力<sub>ニ</sub>乎。  
 其上是等之大事、縱雖<sub>ニ</sub>父不<sub>ニ</sub>沙汰<sub>ニ</sub>事。

右之條々被聞召養父・養母・一門之輩、不知此儀者共、並六歳父母御助可レ被下候。且は仁慈之政道共成、且は賞罰有レ信之政道共成、諸人守御撻、御治世可レ為長久事。

慶安四年八月十三日

金井半兵衛政教

(江戸)御奉行所

流石に正雪が秘藏の弟子程ありて、書中師弟・父子・の情愛掬すべきものあり。其の時弊を罵倒せる筆を転じて、召仕六歳の罪無きを証明せる所など、氣焰万丈、用意周到とや評すべきか。半兵衛の従弟金井善兵衛も、亦同志の一人にて、事変後、有馬の温泉に潜伏せしが、大坂町奉行松平隼人・曾我丹波守、与力・同心・を差向けたるに、善兵衛一尺七寸助定の刀を揮つて先に進みし三人の同心を切伏せて曰ふ。同心づれと雌雄を決するも益なし。与力の中にも、勇ある人と戦はんと。其言を聞くや、戸澤八左衛門進み出で、生捕は如何と思ひ、槍の鞘をはづし立向ひ、難なく突伏せ、首を搔き、大坂へ帰ると『青楓雜記』に見ゆ。此の外、川島二左衛門・金田庄太夫・松田彌五七・等十数人は、江戸麻布にて、熊谷三郎兵衛は芝切通して自殺し、加藤長左衛門・小川兵左衛門・匂坂甚兵衛・等十餘人は、奉行所に自首し、或は同志の妻子・眷属・等、各所に逮捕さるゝ者、数ふるに遑あらず。風説百出、上下騒然として堵に安ぜざりしかば、幕府の有司は、銳意鎮撫の方策を廻らし、八月十日品川にて、丸橋以下二十餘人を磔し、十餘人を斬り、絵師彦兵衛は堀大学頭へ、小川兵左衛門は

三浦志摩守へ、加藤長左衛門は京極主膳へ預けられ、河原十郎兵衛・足洗村半左衛門・等は、残党詮議の為めに、罪科を行はざりしが、十一月二十九日、<sup>その</sup>其後捕へし一類と合せて、軽重各処断せり。

『落穂集』に、忠彌が処刑の実況を載す。御当地にては、丸橋忠彌と申浪人召捕られ、<sup>その</sup>其の餘の同類大勢召捕られ、数日御詮議の上、品川表にて、従類まで<sup>その</sup>其輕重に従ひ、磔罪・斬罪・に仰付らる。右科人ども引渡されけるを、某も井伊殿の屋敷にて見物せしが、丸橋は鼻馬にて、<sup>その</sup>其跡段々続き、妻子等も引渡さる。嬰兒は首に切縄を掛けさせ、手には人形・風車・などを持たせ、「非人」之を抱て、母親の乗り候馬の傍<sup>かたわ</sup>に引添て参り候。其節迄は、外桜田御門外、只今馬溜りに成候所に、上杉の向屋敷と申て有レ之、<sup>その</sup>其の門前まで、丸橋が先轍参るに、跡の轍はまだ麹町土橋辺に相見え候。前代未聞の事と、諸見物も申ける。<sup>うんぬん</sup>又忠彌は、品川にて馬より抱き下されしが、<sup>その</sup>其時一礼を述べたるまゝ、一語をも発せず、刑場に上りて、「雲水の行衛」といふ時、<sup>ちけむり</sup>血烟立て見えければ、見物もあはやと無下なる事に言ひあへり。流石の忠彌なれども、数日の拷問に身体疲れしにや、只一槍に息絶えけるとは、『翁草』の載する所なり。雲水の行衛の跡を、

雲水の行衛も西の空なれば  
頼む甲斐ある道しるべせよ

など、外にも色々言ひ伝ふれども、後世の附会に過ぎず。落首多き中に、

丸橋がちうや心をくだくとも

身のなる果ては鈴ヶ森かな

正雪以下、駿府にて自殺せる者の首級は、安倍川原に梶きゅうされしが、後何者か、正雪の首を盜み、窃かに駿府菩提樹院に埋めたり。当きゅう今静岡市遊郭の裏田甫に、正雪の墓とて、人に知られたるものあり、後世好事者の建てしものにて、眞の正雪の墓は、菩提樹院境内に在り、然しかるに世人は却て前者を信じ、其の墓前には香花を絶たず。奇といふべきのみ。

丸橋等の処刑終りし後、八月十四日、訴人の者に恩賞あり。林理右衛門は五百石、奥村八郎右衛門・同七郎右衛門・田代次郎右衛門・同又右衛門・は三百石づゝを賜たまはり、御側衆久世大和守配下を命ぜらる。松平伊豆守家来奥村権之丞は黄金十枚・御帷子单衣物三枚、弓師藤四郎は銀百枚・米五十俵(是は永代下賜)・を賞与され、大岡源左衛門は邸内に丸橋を置きたる不注意の科を以て、父子三人佐渡へ配流され、こゝに賞罰一段落を告げたり。

同志の就縛・処刑・等に就ては、諸説紛々、之を詳録し難きを以て、人名或は前後の事情に多少の誤りあるべし。枝葉に過ぎざれば、強じいては正さず。

## 第十二 紀公の迷惑

正雪の謀叛は、徳川氏治世以来、未曾有の政変にして、殊に当時の世態は、前章に記せし  
が如ごとく、左なきだに物情恆々たる状態なれば、幕府の驚き、人心の動搖は言ふに及ばず。  
第一捨置き難きは、紀州公の一件なり。此公が久しく天下に猜疑されし事情は、前既に之を  
述べたり。正雪が謀叛に、公の名を籍りたる事も、その遺書にて明かなり。事変後、徒党の  
浪士を糾問するに當り、公の名は幾度か引合に出され、殊に公が直判の墨附さへ顯はれたれ  
ば、執政・有司の人々は、正雪に驚かされたるよりも、却て紀公隠謀の風論に驚かされた  
る次第にて、從て紀公を奈何せんの問題は、公然江戸城中の内閣會議に提出さるゝに至れり。  
この事に就て、『酒井忠勝言行録』には、頼宣公の真意を知らんため、忠勝親ら紀州邸を訪ひ  
たりといひ、『翁草』には、松平信綱、紀公へ直談を試みたりといひ、諸説区々なれども、『紀  
州祖君言行録』の記す所、尤も信ずるに足るを以て、左に之を抄録す。

捨て紀伊大納言の御直判の御書数通、浪人共より公儀へ出しければ、御老中いつれも、是は  
一大事の起りけるよど、皆々昼夜密談有て、兎角<sup>とかく</sup>紀伊殿を御城へ呼び奉り、此状を見参らせ  
候はゞ、実否知れ可レ申候間、其様子<sup>そのあ</sup>惡敷候はゞ、直ちに紀伊殿を召捕奉るべしとて、屈強の  
兵共數十人、御城便宜の所に隠し置き、御登城を待候処、尾張中納言光友卿・水戸中納言頼

房卿・御登城に付、御老中孰れも紀伊殿隱謀に候とて、浪人共に被レ遣候直判の状数通を御目にかけ、如何有るべきと、片唾かたずを呑で申達せられければ、尾張殿には、紀伊殿大事を思ひ立ち玉はゞ、何條浪人を力に頼むべきや、是即ち讒口にて有べしと被レ仰候得共、上下思案に不能、水戸殿も是必ず謀書にて有べしと被レ仰けるが、諸人手に汗を握る処、頼宜君御登城なれば、井伊掃部頭直孝・酒井讚岐守忠勝・松平伊豆守信綱・此度浪人叛逆の次第申達候処、阿部豊後守忠秋件の書状数通を披露しけるに、大納言の判形顯然たり。頼宜君彼の書共不レ残御披見あり、御顔色打解け、被レ仰候は、扱さきてく目出度御事にて御座候。最早御氣遣ひ無レ之候。その其仔細は、彼党人等、外様の大名の判を似せ、謀書いたし候はゞ、三代の御恩を忘れ、若し氣違ひ候て、逆心を企てたりと、御疑ひも有べきか。我等が判を似せ、逆心とたばかり候上は、上の御氣遣ひは少しも無之候。左候得者、無事に相済み申候。御幼少の公方様にて、御疑ひも御座候得ば、私只今国を差上げ、思召次第に可レ被レ成候。左候得ば、少しも御氣遣ひ無レ之候。扱てく天下安全の基、目出度御事と御喜悦の色見え、御挨拶被かレ仰ければ、尾張・水戸・御両卿も御老中も、一同感じ被かレ申候て、大納言の忠義真実、且つは智勇剛強の雄辯辭と誉めぬ者なし。御老中も中の口より退出あり、先へ井伊掃部頭、其の跡酒井讚岐守・阿部豊後守・松平伊豆守・同道にて出られけるが、讚岐守は、跡より掃部頭殿くく、只今の紀伊殿の挨拶御聞候哉と申されければ、掃部頭立留り、振りかへり、あれにてこはがる事にて候

と申されける。

仮りにも御三家の名門なる紀州大納言を、次第によりては直ちに召捕らんとて、御城便宜の所に倔強の兵を伏せ、城中列座の中にて詰問したるは、なかく騒動といふべし。紀公の答辯の意表に出て、扱く目出度事なりとて、泰然として動かず、老中輩の意氣を挫きたるこそ面白けれ。此の茶番的裁判にて、紀公も表面上無罪放免されたれども、掃部頭等は、尚ほあれにて怖がる事に候とて油断せず。此年慶安四年より、万治二年まで十年間、紀公を江戸に留めて帰国せしめず、四代將軍成長し、紀公が日光廟へ納れたる誓詞の見はるゝに及び、漸く國に歸るを許されたり。

十年後の紀公は、又十年前の南龍公にあらず、其の不測の野心は、遂に由比正雪が権謀術数の中に、葬り去られ、体裁よき囚人となりて、十年の長年月、幕府の監視中に送られし事、まことに氣の毒千万の次第ならずや。

## 第十三 上下の恐慌

正雪の一挙が、いかに当世を驚倒せしめたるかに就て、尚ほ一章を費すべし。

駿府は、正雪が自殺せし地なれば、蜚語風説紛々として、市民皆な家財を荷うて遁るゝなど、其の混雜戦場に異ならざりしも無理ならず。榎原越中守久能へ帰られ、柵を振り、其の外手配有り、猶無人にては如何ど、老中評定の上、戸田藤五郎を被レ遣、尤駒井右京を以て、秋田安房守（奥州三春城主、當時駿府加番）へ合力の御下知有レ之、仍而安房守家来荒木金右衛門・松平彦兵衛・荒木武兵衛・五十川文左衛門・植田次郎右衛門・奥村太郎兵衛・馬場喜左衛門・等を初めとして、侍・足軽・数多、久能へ遣し、其の様子によりては、安房守も出馬の積り也。然れども敵寄来る事もなければ、其の沙汰止みしとか。又半左衛門の白状に、七月廿八日の夜、鉄砲五十挺・騎馬二十騎ばかりにて、駿府へ押来る筈なり。大将は平味次郎右衛門・柴原又左衛門・同七郎右衛門・各智勇の者にて候と申上る。因レ是各兵具を帶し、弓・鉄砲・の備立等ありしかば、町中大に騒動し、家財雜具は取除け、老若男女迷惑ひ、敗亡大方ならざる故、町奉行落合小平次より制止すと雖も、崩れ立たる者共なれば、耳にも入れず、悉く落失せて、町中は寂々として人もなし。其の虚を窺て、盜賊乱入資財を奪ふ旨聞えしかば、与力・同心・を以て、之を制したり。されど敵も来らずして、徒ら事にぞ成ける。七月二十六

日にはへ何事やらむ、駒井右京早駕籠にて東武へ下向せられし故、又珍事出来せるやと、上  
下安き心もなく、箱根関所も、四五日は往来を停止せられ、其節小田原城主稻葉美濃守自身、  
箱根に詰めて、武具を枕に明かされしとの記録は、まさしく当時の実状を写し出せるものに  
て、市民混雜の状、親しく睹るが如し。江戸に於ては、流石に駿府の如ごとく甚しからざり  
しと雖も、三十餘年の泰平に馴れし人心が、此の未曾有の大変に驚かされて、惄々として堵ど  
に安んぜざりしは、勿論なり。

幕府に於ては、徒党の処刑を終りし後も、尚ほ厳に警戒を加へ、遂には在江戸の浪士を追放  
して、後難を防がんと発議する者あるに至りし程にて、後世の保安條例も思い出されて、面  
白ければ、左に其の内閣會議の模様を抄録すべし。

慶安四年十二月十日、井伊掃部頭・保科肥後守・酒井雅樂頭・松平伊豆守・等の五大老  
執權等、白書院に会合して、御政道の評定あり、讚岐守が云ふ。由比正雪以下の浪人共、  
悪逆を企て、已に江戸の騒動に及ばんとす。案ずるに是れ、江戸に日本國の諸浪人集り  
居る故に、如斯の悪事を巧む。江戸浪人払ひして可然かんと。肥後守・伊豆守・以下、皆是  
の儀可然歟かと挨拶す。時に豊後守、(阿部忠秋)被さし申候は、此儀最と云ひながら、天下の  
御政道には頑に候はん。さるは今天下の諸浪人、江戸に集り居る事は、身代有付を思ふ  
故なり。国々に居たらんには、一国一郡の主を頼むの外なし。其國主・領主・召抱へば、

身代を求む。若し抱へられざれば、一生涯浪人にて命を終りなん。江戸は日本の諸大名参觀、在江戸なるが故に、身代を持ぐにも其便多し。その故に浪人多く集居す。若し江戸を払出さば、諸浪人途を失ひ、進退極きわまつて難儀に及ぶ者、若干有るべく、身の置所なきま、に不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止或は山賊強盜となり、又は辻斬追剥つじぎりおいはぎして、在所を悩まし、御制法を妨げ申さん事なきにしもあらず。畢竟ひきょうは只今浪人を払い、流浪させんは、不便の事なり。独身の者すら、途を失ふべし。況や妻子ある者をや。乞食（非人）と成者多かるべし。天下は天下の天下なりと云へるに、上一人の為に、万人を苦めん事、仁政にあらざるか。その其上浪人原ぱらが、一揆徒党を恐れ給ひて、江戸を払い給ふなど、世人の嘲弄せんこと、後代の聞え宜しかるまじ。又浪人を払はんに、天竺てんじく、震旦しんだん・へも被<sub>レ</sub>追放ば格別也。六十餘州の内に於ては、何国たりとも、公方様の藩籬の内なり。惡事等を企て、上の御苦勞となる事は、同前なり。浪人居所に迷ひ、飢に及びなば、必ず却て惡事を為さん歟。是疲馬の鞭むちを恐れざる故に同じ。野に餓莩あり、廄に肥馬あるは、賢者の誹を受くる所なり。只其儘そのままに被<sub>レ</sub>差置いかがては、如何候はんと云ふ。此二議有て、未だ決せざる処に、井伊直孝の曰く、豊後守被<sub>レ</sub>申候處、其理あり。此後又浪人一揆を企るとも、何の恐れかあらん。然るに今度正雪が徒党に驚きて、浪人払被<sub>レ</sub>仰なば、却て御仕置の浅きに似たり。只々只今の通りに被<sub>レ</sub>捨置しか可<sub>レ</sub>然歟かと、被<sub>レ</sub>申ければ、讚岐守も許諾す。然る上は、肥後守・伊豆

守・等異議に及ぼず。皆此議に同ず。云々。

蓋し松平信綱・保科正之・等は、敦れも得難き賢宰と称せらるゝ者なるに、一旦正雪に驚かさるゝや、酒井讚岐の愚論に雷同し、羹に懲りて鱠を吹く底の逐客令を施かんとすること、狼狽も亦た甚しこと云ふべし。畢竟彼等褊狭にして、施政苛察に失するが故に、常世の人心を失ひたるにて、之れに対し、能登守の諫言、正雪の遺書等を参照すれば、慶安騒動の由来を知るに於て、思ひ半ばに過るものあらん。

## 第十四 正雪の真意

慶安騒動の顛末は、略以上の如しとして、捨て正雪が此挙を企てたる真意如何は、宜しく研究すべくして、而して甚だ解き難き問題なり。凡そ人を評するの難き、縦ひ其の時と共にし、境を同じうするも、千人の観るRK自おのずから千様の差あるべし。況や幽明境を隔て、古今時を殊にして、彼と我と相距る二百四十餘年、僅かに断簡零墨に縁りて、事の真相を究めんと欲するも、孰れか臆断妄評の譏を免れ得べき。余は曾て正雪が、酷だしく楠氏を敬慕せるより推して、其の真意も亦た必ず楠氏の勤王を学びたるにあらざるかを論じたりき。されど是れ将た薄弱無稽の理窟にして、当時強て問題の帰著点を求めんとせし過誤に外ならず。今はこれを再びせざるべし。

按するに、世間の伝説中、正雪、紀州公の依頼を受け、公が知遇の恩に酬いんとして、博浪の一撃を企てたりといふもの、梢や出処・形跡・を備へたる説にして、之を信ずる者、後世の史家のみならず、当年当局の有司も、亦此の風説に驚かされしことあるは、前章説く所の如し。紀公果して宗家篡奪の野心を蓄へしか。正雪果して紀公を擁立せんと欲せしか。これ軽々しく解き去るべき問題にあらず。紀公が一種の野心家として、当世に注目されしと雖も、然も之を以て直ちに、宗家篡奪の非望を懷けりと為すは、遽に同意し難き説にして、且つ

正雪が其の党与を募るに、紀公の名声を利用したる一事は、却て公が此舉に關せざる反証と為し得ざるにもあらず。紀公が諸老臣の詰問に答へて、彼の党人等、外様の大名の判を似せ、謀書いたし候はゞ、三代の御恩を忘れ、若し氣違ひ候て、逆心を企てたりと御疑も有べきか。我等が判を似せ、逆心とたばかり候上は、上の御氣遣ひは少しも無レ之候と言ひしも、味ひある議論にして、之は正雪の遺書を當面より解釈し、彼れにして人数を催さんと欲するも、敢て一人の応ずる者なきが故に、假りに、紀州公の名を籍りしと雖も、全く何人にも関係なしとするを穩当なりと為すべし。されば余は、紀公の正雪を用ひたるにあらず、正雪却て紀公を利用したりと以為ひ、此意を以て前数章を記述せり。尚ほ多少の見解なきにあらざれども、議論は本編の主旨にあらず、こゝに筆を擱くべし。

別に一説あり。正雪は天主教信者なるか故に、幕府の外教禁止令に不平を懷き、遂に天草爆発の二の舞を演ぜんとせりと、而して又正雪が切支丹の魔術を行へりとの伝説は、古くより坊間に伝はり、講釈師先生、亦喋々として正雪が天草に遊歴し、森宗意軒に就きて、兵法及び幻術を学びたるを説く。如レ是俗説の一笑にだも値せざるは勿論なれども、而も且つ多少の由来なきにあらず。幕府が駒井右京を駿河に遣はし、正雪一味の者を逮捕せんとして、切支丹宗門の者を詮議する為と揚言せし事は、前章に於て之を詳説せり。されば當時に於ては、まこと正雪を切支丹と思へる者も尠からざりしなるべく、而して時人の切支丹なるものに対

する誤解は、やがて正雪に対する誤解となりて、魔法・幻術・の訛伝かでんも生ぜしなるべく、正雪が駿府の旅舎に在るや、天文・運氣・によりて、陰謀の破れたるを知り、豫め死を決せりなどの物語も生れしなるべし。此の外尚ほ、紛々たる諸説、正雪の心事を解釈せんと試むるものあれども、畢竟當時の事跡ひつきよを稽かんがふべき史料の乏しきよりして、古紙堆裡、僅かに捕へ獲たる片鱗一斑に頼つて、臆測を試むるのみ。未だ以て定論と為す可らず。顧ふに慶安四年は、正雪が四十二歳の時なり。此の年輩は通常人在つても、思慮抱負の漸く堅実老成の域に進むべき時代と為す。況んや正雪が紺屋の二男より起りて、江都第一流の兵学者たる地位を占めたるに就ては、其の間、如何いかに人生の困苦を経来りしかば、之を想像するに難からず。彼が伝記の精且つ詳なるもの若し有りとすれば、ソハ必ず立志伝の好材料と為すに足らん。彼が数千人の門弟を率ゐたる技ぎ倆きょう、草莽そうもうに独立して天下を睥睨へいげいせる氣概、遂に是れ凡逕平途の人にあらざるのみならず、既に人生の辛酸をも嘗め蓋ふしたる苦勞人として見るを得べくんば、其の利害成敗の打算も、亦た自ら通常人の比にあらざりしを想見して不可なかるべし。然れば彼が眇しかたる草莽そうもうの一布衣を以て、徳川氏三世の威武に反抗せんとしたるに就ては、其の間遂に已むを得ざる、何等かの理由を存せしにあらざるかを疑はざる能はず。彼は社会に薄遇されしにあらず、幕府の迫害を被りしにあらず、寧ろ時代の寵児たる運命を有せしものなり。敢て時世に不平有る可らず。敢て徳川氏と宿怨有るにあらず、理当さに泰平の

恩沢に浴して、半生の功名に安ずべきに、却つて叛乱の危計を按じて、禍を三族に及ぼすに至る。解す可らず、解す可らず。

彼が遺書には、幕府の政道邪曲にして、上下困窮を極むるが故に、酒井讚州等君側の小人を清めんが為めに、敢て微力を顧みずして兵を催したりと記し、金井半兵衛の絶筆にも、亦た同様の意を表はせり。然れども、彼徒が徳川氏の忠臣として、君側の奸を掃はんが為めに起てりとは、餘りに言ひ訛過ぎて、受取り難き所なり。然らば、何故に起てるや。正雪曰ふ。我等微賤の身を以て、四代の天下を乱破せんとするは、螳螂の竜車を遮ぎるが如しと。蓋し彼の智は一個の浪人を以て、天下を取らんと企つる事の、螳螂竜車を遮ぎるよりも危きを知らざる理なし。将た数千鳥合の党人中、或は軽挙を誤り、或は変節盟を破る者の絶無なるべきを固信する程に、愚かなる男と為すべからず。されば一方に其の画策の歩を進めつゝあると同時に、一方には万ーの場合に処して、見苦しき最後を遂げざらんとせる彼が用意は、其の駿府に於ける挙動に顕はれて、歴々数ふるに足るものあり。此の周到なる用意を有し、打算を有し、籌謀を有せる正雪にして、遂に治世の能臣たる能はず、乱世英雄の事業を夢みて、逆名を負ふを避けず、非命に斃るゝを甘んぜし所以は何ぞ。彼果して革命の健児か。勤王の義士か。抑も亦功名飽くなき一個の風雲児に過ぎざるか。徒らに乱を喜ぶ惡魔の使者か。彼が胸底不測のサムシングは、長く歴史の秘密となりて、菩提樹院境内一掬の冷土と化せるなり。

- 小泉二申「新版由井正雪」（『明治文學全集』第七七卷「明治史論集（一）」。筑摩書房、十九六年五月九月）所収。
  - 原文の旧字は一部を除いて新字改めた。
  - 本文中の句読点は、原文のまま。
  - 理解を助けために振り仮名をつけた。。
  - 理解を助けるために割註を付した。
  - PDF化には L<sup>A</sup>T<sub>E</sub>X 2<sub>c</sub> でタイプセッティングを行い、dvipdfmx を使用した。
- 科学の古典文献の電子図書館「科学図書館」
- <http://www.cam.hi-ho.ne.jp/munehiro/science/scienceclib.html>